

越前町地域おこし協力隊B

空き家利活用業務



越前町では、過疎高齢化により増え続けている空き家を活用して移住者の増加や新たな産業を創出したいと考えており、地域の方と連携して、空き家問題の解決に取り組んでいます。町内の利活用可能な空き家の掘り起こしや相談窓口の運営、移住者のマッチングなど空き家対策と移住定住促進活動を行い、地域の再生化をともに目指していただける地域おこし協力隊を募集します。



業務概要	～空き家利活用で広げる移住サポート～ ①空き家所有者や町民へ「空き家利活用」に向けた啓発活動 ②空き家利活用策の検討・立案・実施 ③移住・定住希望者のサポート(住まいの紹介や地域とのマッチング支援) など
採用形態	【委託型】越前町との個人委託契約 ※委嘱期間は委嘱日から令和5年3月31日とします。(最長3年まで更新可能) ※町との雇用関係はありません。
活動日数 活動場所	【活動日数】 原則 月17日以上(1日7時間30分) 【活動場所】 越前町内 (週2日は、役場定住促進課内で活動)
委託料 活動費 福利厚生	【委託料】 月額 180,000円～ 【活動費】 上限 2,000,000円以内 【活動費内訳】 住居の家賃、車両の燃料費、研修費、出張等に係る経費、通信費、消耗品費、イベント等関係費用などは本人の請求に応じて活動費から支出します。 【福利厚生】 業務委託契約のため、健康保険及び年金保険料等は隊員の自己負担となります。
住居	原則、就任直後は町が用意する住宅等に入居していただきます。 住宅等の家賃は全額活動費から支出します。 また、生活に必要な家電製品等についても町で用意します。 その後、空き家等を賃貸し居住する場合は空き家等の斡旋、賃貸料の一部負担、入居時の最低限の修繕等について補助いたします。 ※水道・光熱費、生活に必要な消耗品等は個人負担となります。
その他	①毎月活動報告書及び支出報告書を提出していただきます。 ②副業は町と隊員が協議の上、協力活動に支障がない範囲で認めます。 ③生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。
担当課 所属課	(担当課) 越前町役場 地域創生室 (所属課) 越前町役場 定住促進課 TEL : 0778-34-8714 (直通) TEL : 0778-34-8727 FAX : 0778-34-1236 FAX : 0778-34-1236 E-mail : sousei@town.echizen.lg.jp E-mail : teijuu@town.echizen.lg.jp